

大分市議会委員会条例(昭和40年大分市条例第4号)の全部を改正する。

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称等及び常任委員の所属)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会 9人

総務部、企画部、財務部、市民部、消防局、会計課、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項

(2) 厚生常任委員会 9人

福祉保健部及び子どもすこやか部の所管に属する事項

(3) 文教常任委員会 9人

教育委員会の所管に属する事項

(4) 建設常任委員会 9人

土木建築部、都市計画部及び上下水道局の所管に属する事項

(5) 経済環境常任委員会 8人

環境部、商工労働観光部、農林水産部及び農業委員会の所管に属する事項

2 議員は、前項各号に規定する常任委員会のいずれか一の常任委員となるものとする。

(昭58条例10・全改、昭59条例18・昭60条例1・平元条例2・平2条例21・平8条例46・平10条例20・平12条例29・平18条例1・平19条例1・平21条例1・平24条例89・平28条例27・平29条例1・平30条例38・一部改正)

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選は、会期中において、任期満了の日前10日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭49条例30・平18条例60・一部改正)

(議会運営委員会の設置等)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、11人以内とし、議会の議決で定める。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(平3条例25・追加、平9条例1・平10条例33・平10条例34・平16条例27・平17条例1・平21条例1・平25条例1・一部改正)

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(昭49条例30・追加、平3条例25・旧第3条の2繰下・一部改正)

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平3条例25・旧第4条繰下、平24条例89・一部改正)

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会を設置されたものとする。

(平3条例25・旧第5条繰下)

(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長が会議にはかつて指名により行う。ただし、閉会中における委員の選任は、議長の指名による。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかつて当該委員の委員会所属を変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第3項の例による。

(平3条例25・旧第6条繰下・一部改正、平18条例60・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(平3条例25・旧第7条繰下・一部改正)

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行なわせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(平3条例25・旧第8条繰下)

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(平3条例25・旧第9条繰下)

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(平3条例25・旧第10条繰下)

(委員長、副委員長の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(平3条例25・旧第11条繰下)

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(昭49条例30・一部改正、平3条例25・旧第12条繰下・一部改正)

(招集)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(平3条例25・旧第13条繰下)

(委員会の開会方法の特例)

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項ただし書の秘密会は、この限りでない。

2 前項本文の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、オンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会の開会場所に参集して委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(令4条例36・追加)

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条第1項本文の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(平3条例25・旧第14条繰下・一部改正、令4条例36・一部改正)

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(平3条例25・旧第15条繰下)

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項本文の委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(平3条例25・旧第16条繰下、令4条例36・一部改正)

(委員会の公開等)

第19条 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(平21条例1・全改)

(傍聴の取扱い)

第20条 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(平21条例1・全改)

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(平3条例25・旧第19条繰下、平27条例27・令4条例36・一部改正)

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(平3条例25・旧第20条繰下)

(公聴会開催の手続)

第23条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見をきこうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平3条例25・旧第21条繰下)

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(平3条例25・旧第22条繰下)

(公述人の決定等)

第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(平3条例25・追加、令4条例36・一部改正)

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(平3条例25・追加)

(委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(平3条例25・追加)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には、適用しない。

(平3条例25・追加、令4条例36・一部改正)

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(平3条例25・追加、令4条例36・一部改正)

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(平3条例25・旧第23条繰下)

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

(平3条例25・旧第24条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第27号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第35号)

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則(昭和48年条例第21号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第30号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第2号)

この条例は、昭和52年3月10日から施行する。

附 則(昭和52年条例第42号)

この条例は、昭和52年9月20日から施行する。

附 則(昭和54年条例第18号)

この条例は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第1号)

この条例は、昭和56年3月10日から施行する。

附 則(昭和58年条例第10号)

この条例は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第18号)

この条例は、昭和59年9月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第1号)

この条例は、昭和60年3月11日から施行する。

附 則(平成元年条例第2号)

この条例は、平成元年3月10日から施行する。

附 則(平成2年条例第21号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第25号)

この条例は、平成3年12月12日から施行する。

附 則(平成8年条例第46号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第1号)

この条例は、平成9年3月10日から施行する。

附 則(平成10年条例第20号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年3月10日から施行する。

附 則(平成18年条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第1号)

この条例は、平成19年3月13日から施行する。

附 則(平成21年条例第1号)

この条例は、平成21年3月10日から施行する。ただし、第2条第1号及び第5号、第19条並びに第20条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第89号)

この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の規定(地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条の改正規定、第109条の2を削る改正規定並びに第110条及び第111条の改正規定に限る。)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条第1号及び第5号の改正規定は、平成25年3月10日から施行する。

附 則(平成25年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成28年条例第27号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第1号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第38号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第36号)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。